目　　次

第１号（３月２８日）

出席及び欠席議員 …… １

職務のため議場に出席した者の職、氏名 …… １

説明のため出席した者の職、氏名 …… １

議事日程 …… ２

本日の会議に付した事件 …… ２

開　　会 …… ２

　会議録署名議員の指名 …… ２

　会期の決定 …… ２

　議案第３９号　令和５年度錦町一般会計補正予算（第１０号） …… ２

　議案第４０号　令和５年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第５号） …… ２

　議案第４１号　令和５年度錦町介護保険特別会計補正予算（第５号） …… ３

　議案第４２号　令和５年度錦町下水道特別会計補正予算（第６号） …… ３

　議案第４３号　令和５年度錦町水道事業会計補正予算（第４号） …… ３

　議案第４４号　錦町下水道条例の一部を改正する条例 …… １４

閉　　会 …… １６

署　　名 …… １７

令和6年 第2回 錦町議会臨時会議録

招集年月日	令和6年 3月28日	招集の場所	錦町議会議場

開閉会日時及び宣告			
	開会	令和6年 3月28日	午前10時00分
	閉会	令和6年 3月28日	午前11時06分

出席及び欠席議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
出席議員 12名	1	出 谷口一也	10	出 金山民幸
欠席議員 0名	2	〃 丸小野聖一	11	〃 髙田孝徳
	3	〃 梶原誠二	12	〃 荒川孝一
凡例	4	〃 早田和彦		
出 出席	5	〃 吉田眞二		
欠 欠席	6	〃 石松まゆ子		
公欠 公務欠席	7	〃 竹田農利人		
	8	〃 岡田武志		
	9	〃 池田秀晴		
会議録署名議員	8	岡田武志	9	池田秀晴

職務のため議場に出席した者の職、氏名	議会事務局長 蓑田和也

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名

職	氏名	職	氏名	職	氏名
町長	森本完一	保険政策課長	吉田誠二	農業委員会事務局長	髙波昌一
副町長		税務課長	簑田俊哉	教育振興課長	尾方良一
総務課長	深水英雄	企画観光課長	岩尾和文		
教育長	毎床三喜男	農林振興課長	有瀬耕二		
住民福祉課長	山園琢磨	地域整備課長	上野陽一		

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議案第39号　令和５年度錦町一般会計補正予算（第１０号）

日程第４　議案第40号　令和５年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）

日程第５　議案第41号　令和５年度錦町介護保険特別会計補正予算（第５号）

日程第６　議案第42号　令和５年度錦町下水道特別会計補正予算（第６号）

日程第７　議案第43号　令和５年度錦町水道事業会計補正予算（第４号）

日程第８　議案第44号　錦町下水道条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議案第39号　令和５年度錦町一般会計補正予算（第１０号）

日程第４　議案第40号　令和５年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）

日程第５　議案第41号　令和５年度錦町介護保険特別会計補正予算（第５号）

日程第６　議案第42号　令和５年度錦町下水道特別会計補正予算（第６号）

日程第７　議案第43号　令和５年度錦町水道事業会計補正予算（第４号）

日程第８　議案第44号　錦町下水道条例の一部を改正する条例

午前10時00分開会

○議長（荒川　孝一君）　定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和６年第２回錦町議会臨時会を開会し、直ちに開議いたします。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

―――――――――――・――――・――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（荒川　孝一君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、８番、岡田武志議員、９番、池田秀晴議員を指名します。

―――――――――――・――――・――――――――――

日程第２．会期の決定

○議長（荒川　孝一君）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、内容からして本日１日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日１日限りとすることに決定しました。

―――――――――――・――――・――――――――――

日程第３．議案第３９号

日程第４．議案第４０号

日程第５．議案第４１号

日程第６．議案第４２号

日程第７．議案第４３号

○議長（荒川　孝一君）　日程第３、議案第３９号令和５年度錦町一般会計補正予算（第１０号）から日程第７、議案第４３号令和５年度錦町水道事業会計補正予算（第４号）までの５議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本　完一君）　本日、令和６年第２回錦町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、お礼を申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第３９号令和５年度錦町一般会計補正予算（第１０号）、議案第４０号令和５年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）、議案第４１号令和５年度錦町介護保険特別会計補正予算（第５号）、議案第４２号令和５年度錦町下水道特別会計補正予算（第６号）、議案第４３号令和５年度錦町水道事業会計補正予算（第４号）、以上５議案につきましては、令和５年度各会計の補正予算に関する案件でございます。

まず、一般会計補正予算（第１０号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２億１，３９２万３，０００円を追加し、予算の総額を７８億９，９４２万４，０００円とする案件でございます。

補正の主なものは、基金への積立てほか、各種事業の確定に伴い事業費を減額する案件と繰越明許費の追加でございます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算（第５号）は、既定の歳入歳出予算の歳入を組み替える予算でございます。

次に、介護保険特別会計補正予算（第５号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２，１６１万１，０００円を減額し、予算の総額を１２億５，０３３万９，０００円とする案件でございます。

次に、下水道特別会計補正予算（第６号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５８８万円を減額し、予算の総額を２億５，４１４万６，０００円とする案件でございます。

次に、水道事業会計補正予算（第４号）は、収益的収入及び支出の補正で、収入を１，２５８万円減額する案件でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川　孝一君）　深水総務課長。

○総務課長（深水　英雄君）　それでは、議案つづり８ページをお願いいたします。

第２表、繰越明許費補正ですが、翌年度に繰越し予定の事業で、追加が２件です。

事業名、繰越金額の順に読み上げて説明をいたします。

まず、地域介護・福祉空間整備事業、繰越額３８０万５，０００円は、国の交付金を活用した介護施設１ヶ所の改修工事について、国からの内示が２月末となり、年度内完了が見込めないことから繰り越すものです。

次に、町道改良事業（町道鳥居松線道路改良事業）、繰越額１，６２６万円は、３月中旬、側溝敷設工事施工中において、施工箇所に想定外の排水が流入し、床掘り箇所が損壊したことにより、年度内竣工が困難となったことから繰り越すものです。

続きまして、一般会計の歳入から申し上げますが、５万円未満の補正につきましては、以降の各課長からの説明は原則として割愛させていただきますので、御了承お願いいたします。

まず、総務課関係から御説明いたします。

議案つづり１４ページ、１５ページをお願いいたします。３番目の欄になります。

７款１項１目１節地方消費税交付金２９６万８，０００円は、交付確定により計上するもので、社会保障財源分として２５２万７，０００円、一般財源分として４４万１，０００円となります。

次に、その下の欄になります。１０款２項１目１節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金５５９万６，０００円は交付決定による計上となります。

次のページをお願いいたします。一番上の欄になります。

１１款１項１目１節地方交付税は、交付決定に基づき普通交付税分として１，５７３万７，０００円、特別交付税分として３億４，１９０万９，０００円を計上しており、基金積立金等の主な財源としております。

次に、２０ページ、２１ページをお願いいたします。下のほうの欄になります。

１６款２項１目総務費県補助金１９節物価高騰対応生活者支援交付金１，１７５万９，０００円は、事業費確定に伴い計上をしております。

次のページをお願いいたします。上の欄の３つ目の欄になります。

１６款２項７目消防費県補助金１節球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金４１万４，０００円は、消防備品整備の事業費確定に伴い計上をするものです。

次に、下の欄です。１６款３項１目総務費委託金４節県議会議員選挙委託金、減額の３６５万８，０００円は、こちら不用額の減額となります。

次のページをお願いいたします。上から３つ目の欄になります。

１９款２項２目１節公共施設整備基金繰入金、減額の１億１，８８０万円は、特別交付税や法人町民税等の増に伴いまして取崩しが不要となったため減額をするものです。

次に、１９款２項３目１節ふるさと錦ゆかり基金繰入金、減額の１億１，０７９万１，０００円は、今年度寄附額の状況や来年度以降の影響を考慮しまして、繰入金を減額調整をするものです。

次のページをお願いいたします。

下の欄、２１款４項１目１節雑入、説明欄の公有建物災害共済金３５万６，０００円は、錦中体育館屋根の台風被害に対する共済金、町村会災害対策費用保険金１７万９，０００円は、大雨警報や台風の際の避難所開設に係る経費に対する保険金分となります。

下の欄です。次の欄です。２目１節過年度収入１１万１，０００円は、既に廃止されている自動車取得税について、遡及して納付されたことに伴いまして交付金が配分をされたものです。

続きまして、歳出です。

まず、全般的なことを申し上げますと、今回の補正予算では、職員給料、手当、共済費など、職員人件費について不用額の調整を行っておりますので、その部分の説明については割愛をさせていただきます。あわせて、歳入と同様５万円未満の補正についても、以降の各課長からの説明は原則として割愛させていただきますので、御了承お願いいたします。

それでは、２８ページ、２９ページをお願いします。まず、議会費からになります。

１款１項１目議会費１０節需用費、減額の２１万９，０００円は議会だより印刷分、１３節使用料及び賃借料、減額の２４万７，０００円は、ペーパーレス会議システムに係るソフト使用料分で、いずれも執行残の減額となります。

次の欄です。２款１項１目一般管理費１２節委託料、減額の９１万６，０００円は、主に職員健診事業や職員研修

事業などの業務委託料分１８節負担金補助及び交付金、減額の１５万円は区長会研修補助分で、いずれもこちらも執行残の減額となります。

次のページをお願いいたします。上から３つ目になります。

５目財産管理費１３節使用料及び賃借料は、庁舎清掃に係る使用料を財産管理費から組み替えるものです。

次に、７目交通安全費７節報償費、減額の６０万８，０００円は、交通指導員の立ち番など執務分、１０節需用費、減額の１４万円は、主に交通指導員の制服分で、いずれも実績による不用額の減額となります。

次に、１４節工事請負費、減額の２４万７，０００円は入札残の減額、１８節負担金補助及び交付金、減額の１２万円は、安全運転支援装置補助の不用額の減額となります。

次に、８目防犯費１３節使用料及び賃借料、減額の２６万６，０００円は、防犯カメラリース料の不用額の減額となります。

次に、９目財政調整基金費２４節積立金１億８，１１１万２，０００円は、特別交付税や法人町民税等を財源として財政調整基金に積み立てるものです。この積立てにより基金残高は約１４億９，０００万円となります。

次に、１０目減債基金費２４節積立金１億５，０００万円は、こちらも特別交付税等を財源として減債基金に積み立てるものです。この積立てにより基金残高は６億８，６００万円となります。

次に、１１目社会福祉振興基金費２４節積立金１，０００万円は、こちらも同様に交付税等を財源として基金に積み立てるものです。

次に、３２ページ、３３ページをお願いいたします。一番下の欄になります。

２款４項３目県議会議員選挙費、減額の３７１万２，０００円です。こちらは不用額の減額となります。

次に、４８ページ、４９ページをお願いいたします。一番下の欄になります。

９款１項４目防災費１０節需用費、減額の３８万４，０００円は、備蓄用ＰＣＲ検査キット購入費について、今年度使用が少なく、在庫で対応できる見込みのため減額をするものです。

総務課関係は以上となります。

○議長（荒川　孝一君）　山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園　琢磨君）　住民福祉課関係について御説明いたします。

１６、１７ページをお願いします。下段です。

１５款１項１目民生費国庫負担金３節児童福祉費負担金、減額４０万３，０００円のうち、子育てのための施設等利用給付交付金、減額７万６，０００円は、交付金確定による減額です。養育医療給付事業負担金、減額３２万７，０００円は、負担金確定による減額です。

次に、１８、１９ページをお願いします。下段です。

１６款１項１目民生費県負担金３節児童福祉費負担金、減額１６万４，０００円は、養育医療給付事業負担金で負担金確定による減額です。

次に、２０、２１ページをお願いします。下段です。

１６款２項２目民生費県補助金２節児童福祉費補助金、減額１４３万４，０００円は、熊本県低所得の子育て世帯生活支援特別給付金で、補助金確定による減額です。同項３目衛生費県補助金１節保健衛生費補助金４１万３，０００円は、子ども医療費助成事業費補助金で、補助金確定による増額です。

次に、歳出です。３２、３３ページをお願いします。２段目です。

２款３項１目戸籍住民基本台帳費、減額４３７万４，０００円のうち１０節需用費、減額２２万９，０００円は、印

刷製本費の支出実績による執行残の減額です。

３６、３７ページをお願いします。２段目です。

３款１項１目社会福祉総務費、減額９６万６，０００円のうち１９節扶助費、減額５８万８，０００円は、障がい者等福祉手当交付事業分で支出実績による執行残の減額です。同項６目給付金支給事業１８節負担金補助及び交付金、減額７０８万円は、ＬＰガス価格高騰対応生活者支援事業で、支出実績による執行残の減額です。

３８、３９ページをお願いします。２段目です。

３款２項１目児童福祉費総務費１６２万１，０００円のうち１９節扶助費２００万円は、子ども医療費助成事業の不足見込み額を増額するものです。同項２目児童措置費、減額１４３万３，０００円は、熊本県低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業の実績による減額です。主に１２節委託料、減額１１６万８，０００円、１８節負担金補助及び交付金、減額２４万５，０００円で、システム改修委託料、特別給付金の執行残の減額です。

以上で、住民福祉課関係の説明を終わります。

○議長（荒川　孝一君）　岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾　和文君）　企画観光課関係を御説明いたします。

歳入からです。議案つづり１８、１９ページをお開きください。１番上の段です。

１５款２項１目総務費国庫補助金２１節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金７７４万円のうち、２２１万４，０００円は教育振興課所管の一事業に充当するものです。価格高騰重点支援分５５２万６，０００円は、住民福祉課所管の一事業に充当するものです。

次のページをお開きください。中ほどです。

１６款２項１目総務費県補助金１１節熊本県移住支援事業補助金、減額の１４２万５，０００円は申請がなかったことから減額するものです。

歳入は以上です。

次に、歳出です。３４、３５ページをお開きください。２段目です。

２款７項１目企画費１節報酬、減額の７７万６，０００円、４節共済費、減額の５６万円は、地域おこし協力隊の１名分のうち１２月から３月まで４ヶ月分の人件費を減額するものです。７節報償費、減額の１０万１，０００円は、ふるさと支援大使謝金の不用額の減額です。８節旅費、減額の９６万８，０００円は、移住定住相談会等に伴う旅費の執行残を減額するものです。１１節役務費、減額の１９万１，０００円は、通信運搬費の執行残の減額です。１３節使用料及び賃借料、減額の１７万６，０００円は、移住定住相談会等のブース使用料の減額です。１８節負担金補助及び交付金、減額の２５１万円は、歳入にもございました移住支援補助金と地域おこし協力隊、住宅補助金等の事業実績に伴う減額です。

次に、４４、４５ページをお開きください。

７款１項１目商工総務費１８節負担金補助及び交付金、減額の１３１万６，０００円は、プレミアム付商品券事業、新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金事業の事業費確定に伴う減額です。２目観光費１８節負担金補助及び交付金、減額の７２万１，０００円は、主に人吉球磨観光地域づくり協議会負担金の事業費確定に伴う減額です。５目商工業振興費８節旅費、減額の５３万９，０００円は、企業誘致事業に伴う旅費の執行残の減額です。

企画観光課関係の説明は以上です。

○議長（荒川　孝一君）　簑田税務課長。

○税務課長（簑田　俊哉君）　税務課関係を説明いたします。

歳入です。議案つづり１４、１５ページをお開きください。

１款１項２目町民税（法人）１節現年課税分、増額の６，９７０万６，０００円、５項１目入湯税１節現年課税分増額の５万２，０００円です。共に申告納税結果によるものです。

２２、２３ページをお開きください。

１６款３項１目総務費委託金、減額の２４０万２，０００円のうち１節徴税費委託金、増額の１２４万４，０００円です。県税徴収事務委託金交付決定によるものです。

次に、国民健康保険特別会計です。議案つづり６６、６７ページをお開きください。

１款１項１目一般国民健康保険税４節医療給付費分滞納繰越分、減額の５６万６，０００円、５節後期高齢者支援金分滞納繰越分、減額の１２万８，０００円です。

次に、８款１項１目１節一般被保険者延滞金、増額の６６万円です。予算組替えによるものです。

以上、税務課関係の説明を終わります。

○議長（荒川　孝一君）　吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田　誠二君）　保険政策課関係を説明いたします。

まず、一般会計の歳入です。１６ページ、１７ページをお開きください。

１５款１項１目民生費国庫負担金５節介護保険事業費等負担金６万１，０００円は、低所得者保険料軽減負担金で、負担金の確定に伴うものです。

次のページをお開きください。

１５款２項２目民生費国庫補助金４節社会福祉費補助金３８０万５，０００円は、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金で、介護事業施設の施設改修等補助金です。

次のページをお開きください。

１６款２項２目民生費県補助金１節社会福祉費補助金７万１，０００円は、老人クラブ活動等事業費補助金で、補助金の確定に伴うものです。

次に、歳出です。３６ページ、３７ページをお開きください。

３款１項２目老人福祉費２９４万５，０００円、内訳として、１８節負担金補助及び交付金３６４万６，０００円は、老人クラブ活動事業の活動実績による老人クラブ活動等事業費補助金、減額１５万９，０００円と介護事業施設の施設改修等補助金３８０万５，０００円です。２７節繰出金、減額７３万８，０００円は、介護保険特別会計への繰出金で人件費の補正等に伴うものです。

一般会計については以上です。

次に、介護保険特別会計の説明をいたします。

まず歳入です。７６ページ、７７ページをお開きください。

３款１項１目介護給付費負担金２，１１１万３，０００円、同款２項１目調整交付金、減額１，５０３万２，０００円、２目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業、減額３６万１，０００円、３目地域支援事業交付金その他事業、減額７５万円。

４款１項１目介護給付費交付金、減額１，５８８万８，０００円、２目地域支援事業支援交付金、減額５７万５，０００円。

５款１項１目介護給付費負担金、減額８８４万５，０００円。次のページをお開きください。同款２項２目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業、減額１６万１，０００円、３目地域支援事業交付金、その他事業減

額３７万２，０００円は、いずれも交付金決定によるものです。

６款１項４目その他一般会計繰入金、減額８６万円は、人件費補正に伴う職員給与費と繰入金、減額４５万６，０００円と、介護認定審査会新システム導入負担金の減額に伴う事務費繰入金、減額４０万４，０００円です。５目低所得者保険料軽減繰入金１２万２，０００円は、低所得者保険料軽減負担金の確定に伴うものです。

歳入は以上です。

次に、歳出を説明します。次のページをお開きください。なお、財源更正のものにつきましては、説明を省略させていただきますので御了承ください。

１款３項２目介護認定審査会費、減額４０万４，０００円は、介護認定審査会総合ネットワークシステム導入負担金の減額によるものです。

次のページをお開きください。

２款１項５目施設介護サービス給付費、減額２，０７５万１，０００円、２項１目介護予防サービス給付費３０万円、３目地域密着型介護予防サービス給付費、減額３０万円は、いずれも１８節負担金補助及び交付金で見込まれる過不足額を計上するものです。

以上で、保険政策関係の説明を終わります。

○議長（荒川　孝一君）　髙波農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（髙波　昌一君）　農業委員会関係を御説明いたします。

まず歳入からです。２２、２３ページをお開きください。上段です。

１６款２項４目農林水産業費補助金２節農業委員会補助金、減額の１０８万６，０００円。内訳としまして、農業委員会補助金５２万５，０００円、機構集積支援事業費補助金、減額の１３万２，０００円、農地利用最適化交付金、減額の１４７万９，０００円、いずれも交付決定に伴うものです。

続きまして歳出です。４０、４１ページをお開きください。下のほうになります。

６款１項１目農業委員会費１節報酬、農業委員・農地利用最適化推進委員報酬、減額の１４４万７，０００円は、農地利用最適化の実績に伴うものです。

農業委員会は以上となります。

○議長（荒川　孝一君）　有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬　耕二君）　農林振興課関係を御説明いたします。

議案つづり１６ページ、１７ページをお願いします。歳入からです。３段目になります。

１３款１項１目２節林業費分担金、減額の１４６万８，０００円のうち、林地崩壊防止事業分担金、減額の２６６万９，０００円、１つ飛びまして、林地崩壊防止事業費分担金滞納繰越分１１９万９，０００円は、事業費及び事業完了年度の確定による金額の調整及び受入科目の更正になります。

次に、２０ページ、２１ページをお願いします。一番下になります。

１６款２項４目１節農業費補助金、減額の６５３万２，０００円のうち、多面的機能支払事業補助金、減額の６５０万９，０００円は、事業費の確定によるものです。

次のページをお願いします。

次に、３節林業費補助金、減額の２２万３，０００円は、有害鳥獣事業補助金で交付決定によるものです。

次に、８節環境保全型農業直接支払交付金、減額の１４万６，０００円は、事業費の確定によるものです。

次に、歳出です。４２ページ、４３ページをお願いします。

６款１項３目農業振興費１８節負担金補助及び交付金、減額の１，９８６万９，０００円のうち、果樹高品質化施設導入事業、減額の１６６万６，０００円、環境保全型農業直接支払事業、減額の１９万５，０００円、農業担い手支援給付事業、減額の１５０万円、農業ドローンオペレーター養成事業、減額の６０万円は、いずれも事業費の確定、執行残の減額によるものです。

説明欄一番下になります９７８番、資材価格高騰対策支援事業補助金、減額の１，５８７万４，０００円は、事業費の確定見込みによる不用額の減額です。交付実績見込みは３５５件、３，９１２万６，０００円になります。

次に、５目農地費１８節負担金補助及び交付金、減額の８７９万６，０００円は、県土地改良事業団体連合会賦課金の確定及び多面的機能支払交付金事業費の確定によるものです。

次のページをお願いします。２番目です。

２項２目林業振興費１２節委託料、減額の７０万４，０００円は、林道作業道除草等業務委託料の執行残です。

以上で、農林振興課関係を終わります。

○議長（荒川　孝一君）　上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野　陽一君）　地域整備課関係を御説明します。

一般会計の歳入からです。１８ページ、１９ページをお開きください。

１５款２項４目土木費国庫補助金８節防災安全社会資本整備交付金、減額の５１万５，０００円は、ブロック塀耐震化支援事業、戸建て木造住宅耐震化支援事業の事業費確定に伴う減額です。

次に、３項３目土木費委託金１節河川管理委託金、減額の９万４，０００円は、水閘門操作管理委託金の確定による減額です。

次のページをお開きください。２段目の下のほうになります。

１６款２項３目衛生費県補助金のうち２節浄化槽設置整備事業費補助金、減額の２７万３，０００円は、交付額確定による減額です。

次に、２４、２５ページをお開きください。２段目です。

１７款２項２目１節物品売払収入８万７，０００円は、町営住宅入居に伴う町で設置しました給湯器、照明等の物品売払収入です。

次に、歳出です。４０ページ、４１ページをお開きください。２段目です。

４款３項１目上水道費２７節繰出金、減額の１，２５８万円は、水道事業会計における収支の状況から基準外繰出金を減額するものです。

次に、４６ページ、４７ページをお開きください。

８款１項１目土木総務費３節職員手当等、減額の１９５万６，０００円のうち、時間外勤務手当、減額の１５０万円は、実績により今後の所要額を見込み減額するものです。

次に、２項１目道路維持費１４節工事請負費４００万円は、事業費確定による減額です。次に、２目道路新設改良費、減額の１，０４９万８，０００円のうち、１２節委託料、減額の３２２万７，０００円、１４節工事請負費、減額の６５９万４，０００円、２１節補償補塡及び賠償金、減額の６７万７，０００円は、いずれも事業費確定に伴う入札残及び執行残を減額補正するものです。

次に、３項２目河川管理費１２節委託料、減額の１３０万円は、河川浚渫業務の緊急的予算措置分で、事業費確定に伴う減額です。

次のページをお開きください。

４項１目下水道費２７節繰出金、減額の５１３万３，０００円は、下水道特別会計への繰り出し確定によるものです。次に、２目浄化槽費１８節負担金補助及び交付金、減額の８４９万５，０００円は、浄化槽設置整備事業費補助金の事業費確定による執行残です。

一般会計は以上です。

次に、下水道特別会計補正予算を説明いたします。歳入からです。９８、９９ページをお開きください。

１款１項１目下水道分担金１節現年度分、減額の１２８万１，０００円、２節滞納繰越分１６万５，０００円、３段目の２款１項１目下水道使用料２節滞納繰越分２３万８，０００円、２項１目２節督促手数料増額５万５，０００円は、いずれも実績による今後の収入予定額を見込み、それぞれ増額及び減額するものです。

次のページをお開きください。

４款１項１目１節一般会計繰入金、減額の５１３万３，０００円は、繰入額確定によるものです。

次の６款１項１目１節延滞金増額５万９，０００円は、実績によるものです。

歳入は以上です。

次のページ、お開きください。歳出です。

１款１項１目総務管理費、減額の７９万１，０００円のうち１２節委託料、減額の２７万６，０００円、１３節使用料及び賃借料、減額の１１万６，０００円は、実績により不用額を減額するものです。２６節公課費、減額の２８万１，０００円は、消費税分で納付額確定に伴う減額です。

次に、２目維持管理費、減額の３０４万５，０００円のうち、１０節需用費、減額の５５万３，０００円、１２節委託料、減額の１３万１，０００円は、マンホールポンプの電気料及び保守点検業務委託料の実績見込みにより減額するものです。１８節負担金補助及び交付金、減額の２３６万１，０００円は、球磨川流域下水道維持管理負担金で事業費確定による減額です。

次に、３目施設整備費１４節工事請負費、減額の１６５万２，０００円は、公共ます設置工事の実績による執行残です。

次に、２款１項１目元金、減額の３万４，０００円、２目利子、減額の３５万８，０００円は、いずれも２２節償還金利子及び割引料で公債費確定による減額となります。

次に、水道事業会計補正予算を説明します。別冊の水道事業会計補正予算書２ページをお開きください。

議案第４３号令和５年度錦町水道事業会計補正予算（第４号）になります。

第２条で収益的収入の補正を計上しております。収入の予定額を１，２５８万円減額するものです。

４ページをお開きください。予算実施計画明細書になります。

収益的収入の１款２項２目１節一般会計負担金、減額の１，２５８万円は、年度当初に資金不足を起こさないよう予備的に計上した一般会計からの基準外の繰入金になりますが、資金収支の状況から事業会計の料金収入などで賄うことができる見込みのため減額するものです。

以上、地域整備課関係の説明を終わります。

○議長（荒川　孝一君）　尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方　良一君）　教育振興課関係を御説明します。

議案つづり２２、２３ページをお開きください。２段目です。

１６款２項５目１節教育費県補助金、減額５７万８，０００円は、西小・一武小学校で実施した放課後子ども教室推進事業の実績に基づく交付決定による減額です。

次は、歳出です。５０、５１ページをお開きください。下段になります。

１０款３項２目教育振興費１８節負担金補助及び交付金、減額５４万円は各種競技出場補助事業のうち、九州大会や全国大会への出場者数の減による執行残となります。

次のページをお開きください。

４項１目社会教育総務費７節報償費、減額８０万２，０００円は、放課後子ども教室推進事業の実施、実績による謝金の執行残となります。

次に、５項１目保健体育総務費７節報償費、減額２４万９，０００円は、各種分館対抗スポーツ大会の参加実績に基づく執行残になります。

次に、６項１目学校給食センター費、減額１５４万９，０００円です。１０節需用費、光熱水費、減額８０万円は、電気代の実績による執行残の減額です。１３節使用料及び賃借料、減額１０万円は、下水道使用料の実績による執行残の減額です。１８節負担金補助及び交付金、減額５４万円は、各種行事等による給食回数の減に伴う補助実績による減額となります。

以上、教育振興課関係の説明を終わります。

○議長（荒川　孝一君）　提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

９番、池田議員。

○議員（９番　池田　秀晴君）　４６ページをお願いいたします。

商工業振興費の中の企業誘致事業の普通旅費が５４万円ほど減額になっています、執行残ということで。これ職員の方が行かれるのか、臨時の方が行かれるのか、それとも今まで何回も実績がなかったという形でしょうか、それ教えてください。

○議長（荒川　孝一君）　岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾　和文君）　お答えいたします。

基本的に、課の職員が、例えば、東京だとか大阪だとか、そういう場所に出張するものでございます。これまでも継続して行ってきているところですが、コロナ禍において、やはりそのような令和２年、３年、４年度というのは回数もなかったり、令和５年度につきましても、オンライン等も普及したとか、そういうのもございますので、回数的にちょっと予算よりは行った回数が少なかったというところの執行残でございます。

以上です。

○議長（荒川　孝一君）　９番、池田議員。

○議員（９番　池田　秀晴君）　６年度も、やっぱりそういう形で、オンラインとかそういう形での会合が多くなってくるのでしょうか。できれば直接行って、相対して説明されたほうが一番いいのかなと思うんですけど。

○議長（荒川　孝一君）　岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾　和文君）　お答えいたします。

６年度は今、課の中でもそのような話をしておるところです。積極的にそういう会場に出向いてお話を伺ったり、そのようなところをこの頃話したところでございます。

以上です。

○議長（荒川　孝一君）　ほかに質疑ありませんか。１０番、金山議員。

○議員（１０番　金山　民幸君）　ページの１６から１７ページですけど、総務課長にお尋ねします。

１１款地方交付税、今回、特別交付税を約３億４，１００万円、予算計上をしておられ、この特別交付税の額は、

説明のとおり、今年度の財政運営に備えて財調へ約１億８，１００万、それから、減債基金１億５，０００万円の積立てをしておられます。そういうことですね。

お尋ねしたいのは、令和４年度の特別交付税額は幾らでしたか、お尋ねします。

○議長（荒川　孝一君）　１０番、金山議員。

○議員（１０番　金山　民幸君）　私がお尋ねしましたのは、御承知のとおり、能登半島地震が発生して、この特別交付税に影響があるのかなと実は思っていたところで、前年度とあまり額の差はなかったのであればよかったなと思って安堵しているわけですが、昨年と比較して影響があったのかなかったのかだけでも、答弁願えればと思います。

以上ですが。

○議長（荒川　孝一君）　ここで暫時休憩します。

午前10時49分休憩

午前10時51分再開

○議長（荒川　孝一君）　休憩前に引き続き開議します。

深水総務課長。

○総務課長（深水　英雄君）　すみません、お待たせしました。

令和４年度の特別交付税の額ですけれども、１２月交付分で１億９，３００万円、そして３月交付分で３億１，６００万円ほどでございますので、合わせて５億円を超える形で入ってきておりますので、去年に比べると減っているという状況でございます。

以上です。

○議長（荒川　孝一君）　１０番、金山議員。

○議員（１０番　金山　民幸君）　前年度に比較して大体２億円ぐらい減っているということの答弁だと思いますけれども、私も直接予算に対する質疑ではございませんでしたので、時間をとらせましたけれども、それからいけば影響があったかなということで捉えてようございますでしょうか。

○議長（荒川　孝一君）　深水総務課長。

○総務課長（深水　英雄君）　補足をさせていただきます。

令和５年度分につきましては、予算計上をしているのが今の金額でございまして、あと留保部分がございますので、４億３，０００万円ほどが交付決定額になっております。だから七、八千万円ほどが減っているような状況です。

以上です。

○議長（荒川　孝一君）　ほかに質疑ありませんか。８番、岡田議員。

○議員（８番　岡田　武志君）　３５ページのふるさと回帰推進事業の中で、地域おこし協力隊の人件費とかが減となっていますが、これ大体２人体制であったのが、現在はどうなっているんですかね。

○議長（荒川　孝一君）　岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾　和文君）　お答えいたします。

予算計上は２人分計上しておりまして、実質１人体制ですので、その分の報酬等に関しましては、１２月の補正で８ヶ月分落としていますので、それ以降の１２月から３月分の４ヶ月分の減額補正ということでございます。

以上です。

○議長（荒川　孝一君）　８番、岡田議員。

○議員（８番　岡田　武志君）　大体２人体制で地域おこしふるさと回帰事業は行っていくということであったと思うので、結局、今１人でしかいないということは、一番下の移住支援事業とか、そういうのにも影響が出てくるのではないかと思うので、やっぱり速やかに２人体制で万全に取り組んでほしいと思います。

以上です。

○議長（荒川　孝一君）　ほかに質疑ありませんか。９番、池田議員。

○議員（９番　池田　秀晴君）　５０ページの教育振興費の件でお尋ねします。

各種競技出場補助事業が５４万円、旅費が下がっていますけれども、やはり今、生徒数も減っている関係もあるかもしれませんけれども、生徒のやる気、元気という観点から、我々の時代からすると、そういうのが減っているんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（荒川　孝一君）　尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方　良一君）　お答えいたします。

児童生徒数につきましては、やはり減少傾向にあるということもございますし、今現在、中学校においては、部活動の社会体育移行の推進も図られております。

そういったこともありまして、ジュニアクラブが町内には２つ、部員不足の部活動というのも現実的に発生しているというのもあります。しかし、参加している、加入している部員については、一生懸命頑張ってくれているとは思っております。

残念ながら今年度については、九州大会、全国大会への出場者がいなかった。どちらかというと文化部のほうが頑張っていたというふうな状況はあるかと思います。

以上です。

○議長（荒川　孝一君）　ほかに質疑ありませんか。８番、岡田議員。

○議員（８番　岡田　武志君）　３１ページの防犯カメラのリース料ってあるんですけれども、これ減額の２６万６，０００円となっておりますが、この減額になったいきさつを教えてください。

○議長（荒川　孝一君）　深水総務課長。

○総務課長（深水　英雄君）　ただ今の御質問にお答えいたします。

この減額の要因ですけれども、このリース契約自体を６月に行いまして、４、５月分が不要となったための減額となります。ですので、今はもう契約中ということで、契約が６月になったということですね。

以上です。

○議長（荒川　孝一君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第３９号令和５年度錦町一般会計補正予算（第１０号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　異議なしと認めます。よって、議案第３９号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第４０号令和５年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　異議なしと認めます。よって、議案第４０号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第４１号令和５年度錦町介護保険特別会計補正予算（第５号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　異議なしと認めます。よって、議案第４１号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第４２号令和５年度錦町下水道特別会計補正予算（第６号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　異議なしと認めます。よって、議案第４２号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第４３号令和５年度錦町水道事業会計補正予算（第４号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　異議なしと認めます。よって、議案第４３号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第８．議案第４４号

○議長（荒川　孝一君）　日程第８、議案第４４号錦町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本　完一君）　議案第４４号錦町下水道条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、地方自治法第２４５条の４第１項に基づく国の技術的助言となる標準下水道条例が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川　孝一君）　上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野　陽一君）　それでは、議案第４４号錦町下水道条例の一部を改正する条例について御説明します。

政府においては、デジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるため、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき、常駐・専任規制をアナログ規制として、その見直しを行うこととされています。

これまでの条例においては、指定工事店ごとに責任技術者の専属を義務づけておりましたが、今回、技術的助言である標準下水道条例の責任技術者の規定について、専属する者から選任する者に見直されたことから、本条例の改正を行うものです。

また、排水基準を定める省令の改正により、本省令が定める排水基準のうち、六価クロム化合物に係る許容限度が改められたことに伴う改正に合わせまして、文言等、所要の改正を行うものです。

新旧対照表の２ページをお開きください。

第６条の２では、指定の申請に記載する責任技術者の氏名について、「専属する者」から「選任する者」へ改め、兼任している場合は、兼務状況を記載することとします。

３ページです。第６条の３では、指定の基準を営業所ごとの責任技術者の登録を「が１名以上専属している者である」ことから「を選任している」ことへ改めます。

第１０条では、除外施設を設置する基準となる排水基準のうち、４ページになりますが、この中ほどです。第５号、六価クロム化合物の基準を「０．５ミリグラム以下」から「０．２ミリグラム以下」に改めます。

議案つづり１０４ページにお戻りください。

附則として、この条例は、令和６年４月１日から施行します。

以上で、説明を終わります。

○議長（荒川　孝一君）　提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

９番、池田議員。

○議員（９番　池田　秀晴君）　六価クロムの件についてお尋ねします。

今までが０．５ミリということであったんですけれども、０．２ミリになったという要因といいますか、要するに水道を、水を摂取して病気になったという観点から、そういうふうなあれが下がったんでしょうか。

○議長（荒川　孝一君）　上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野　陽一君）　お答えします。

今回の改正につきましては、排水基準を定める省令の改正ということで、この六価クロム化合物につきましては、メッキ関係の企業、事業所で発生するものとなっておりまして、発がん性があるとか、そういったものがありまして、この水質基準が厳格になったということになります。

以上です。

○議長（荒川　孝一君）　９番、池田議員。

○議員（９番　池田　秀晴君）　生コン関係にも六価クロムの検査する規定があるんですけれども、これは保健所なんかに持って行って検査していただくんでしょうか、それとも、この課で検査していただくんでしょうか。

○議長（荒川　孝一君）　上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野　陽一君）　お答えします。

質問議員言われますように、セメント関係にも物質として溶け込んでいるということがあるようでございます。この水質の検査につきましては、専門の機関がございますので、そちらのほうにお問い合せするしかないかなとは思っております。

以上です。

○議長（荒川　孝一君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第４４号錦町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川　孝一君）　異議なしと認めます。よって、議案第４４号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（荒川　孝一君）　本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和６年第２回錦町議会臨時会を閉会します。

午前11時06分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員